

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

平成30年5月29日

熊本県海水養殖漁業協同組合 代表理事組合長 深川 英穂

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 調達物品の名称及び数量

有害赤潮プランクトンセンサー 1式

### (2) 調達物品に係る入札・契約担当課

熊本県海水養殖漁業協同組合総務課

郵便番号 863-1901 天草市牛深町1550-33

電話番号 0969-72-1221

ファックス番号 0969-72-1222

### (3) 調達物品の仕様等

別添調達物品仕様書による。

### (4) 納入期限

平成30年6月29日(金)

### (5) 納入場所

熊本県海水養殖漁業協同組合 牛深本所

### (4) 入札方式

この入札は、紙入札とする。

### (5) 入札金額

入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

### (7) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

### (8) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

## 2 入札参加者の資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

### (1) 熊本県の入札参加資格を有すること。

### (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

### (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 公告日から過去10年間において、海水養殖漁業協同組合又は国、地方公共団体その他これらに準ずるものと有害プランクトン検出センサー等の調達物品契約の実績を数回以上有する者であること。

### 3 入札参加のための確認申請

#### (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

競争入札参加資格確認申請書（様式1）

#### (2) 提出方法

(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

#### (3) 提出期間

公告の日から平成30年6月5日（火）午後5時まで

#### (4) 提出先

1(2) 入札・契約担当課

#### (5) 確認結果の通知

競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

### 4 入札手続等

#### (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2) 入札・契約担当課において公告の日から平成30年6月5日（火）午後5時まで受け付ける。

#### (2) 仕様書及び入札に関する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

1(2)に掲げる入札・契約担当課において公告の日から平成30年6月5日（火）まで行う。

#### (3) 入札説明会

実施しない。なお、4(2)により調達物品内容を把握すること。

#### (4) 入札の方法

ア 日時 平成30年6月11日（月）午後1時

イ 場所 1(2)の入札・契約担当課

ウ 入札の提出方法

くじ番号を記載した入札書（様式2）（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状 様式3）をアの日時にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年6月9日（必着）までに1(2)入札・契約担当課へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書(様式4)を入れること。

(5) 開札の方法及び日時等

開札は、(4)アの日時に行う。当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県海水養殖組合の職員)の下に(4)イの場所で開札を行うものとする。

(6) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定する。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(7) 入札の無効

次のアからウまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定に準じて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札の執行事務に関係のない熊本県海水養殖組合の職員の下にくじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

## 5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して3日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

免除する。

6 その他

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 問い合わせ

(1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請等入札の内容全般に関すること。

1(2)に掲げる入札・契約担当課

(2) 受付時間

午前8時から午後5時まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）